明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○雇用保険法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一六七）　一
○新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（同一六八）　三

省令

○厚生労働省令第百六十七号

雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十二条第一項第一号及び第六号並びに第二項の規定に基づき、雇用保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年九月三十日

厚生労働大臣　田村　憲久

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令

雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
附　則	附　則
第十五条の四の三　第百二条の三第一項第一号イに該当する事業主であつて、同項第二号イ⑴の対象期間（以下この条において「対象期間」という。）の初日が令和二年一月二十四日から起算して十一月が経過する日の属する月の末日までの間にあり、かつ、新型コロナウイルス感染症に伴う経済上の理由により、急激に事業活動の縮小を余儀なくされたもの（以下この条において「新型コロナウイルス感染症関係事業主」という。）に係る対象期間（次項及び第九項において「新型コロナウイルス感染症特例対象期間」という。）については、第百二条の三第三項ただし書の規定は、適用しない。	**第十五条の四の三**　第百二条の三第一項第一号イに該当する事業主であつて、同項第二号イ⑴の対象期間（以下この条において「対象期間」という。）の初日が令和二年一月二十四日から起算して八月が経過する日の属する月の末日までの間にあり、かつ、新型コロナウイルス感染症に伴う経済上の理由により、急激に事業活動の縮小を余儀なくされたもの（以下この条において「新型コロナウイルス感染症関係事業主」という。）に係る対象期間（次項及び第九項において「新型コロナウイルス感染症特例対象期間」という。）については、第百二条の三第三項ただし書の規定は、適用しない。
2・3　（略）	2・3　（略）
4　新型コロナウイルス感染症に際し新型コロナウイルス感染症関係事業主が行う第百二条の三第一項第二号イに規定する対象被保険者の令和二年四月一日から同年十二月三十一日までの期間中の休業等については、同条第二項第一号の規定にかかわらず、当該休業等に係る同号の規定により対象被保険者に支払つた手当の額又は賃金の額に相当する額として算定した額の三分の二（中小企業事業主にあつては、五分の四）	4　新型コロナウイルス感染症に際し新型コロナウイルス感染症関係事業主が行う第百二条の三第一項第二号イに規定する対象被保険者の令和二年四月一日から同年九月三十日までの期間中の休業等については、同条第二項第一号の規定にかかわらず、当該休業等に係る同号の規定により対象被保険者に支払つた手当の額又は賃金の額に相当する額として算定した額の三分の二（中小企業事業主にあつては、五分の四）の額（そ